

「イノベーション創出強化研究推進事業」審査基準

基礎研究ステージ（チャレンジ型） 1次（書面）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	<p>技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

(注) 「新規性・先導性・優位性」及び「実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ」については、Aは30点、Bは24点、Cは18点、Dは12点、Eは6点とし、「目標の明確性・達成可能性」及び「研究計画の妥当性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、100点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント】

加算の視点	基準
<p>・若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和3年4月1日時点において、以下の（１）又は（２）のいずれかの条件を満たす研究者であること。 （１）39歳以下の研究者 （２）42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」 みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する研究課題 （１）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題 （２）イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題 （３）ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題 （４）環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題</p>	<p>いずれかに該当する場合は5点を加算する。</p>
<p>・農福連携等の推進に資する提案 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。 ただし、「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に対応した研究提案との重複加算は行わない。</p>

基礎研究ステージ（基礎研究型） 1次（書面）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する普及戦略の妥当性	<p>研究成果の社会実装に向けた普及戦略が明確であり、実践的なものであること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

(注) 「新規性・先導性・優位性」及び「実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項

目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動状況に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2：その他】

加算の視点	基準
平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案	該当する場合は、5点を加算する。 ただし、加算ポイント1との重複加算は行わない。

<p>・若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和3年4月1日時点において、以下の（１）又は（２）のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>（１）39歳以下の研究者 （２）42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」 みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する研究課題</p> <p>（１）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題 （２）イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題 （３）ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題 （４）環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題</p>	<p>いずれかに該当する場合は5点を加算する。</p>

<p>(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC (Memorandum of Cooperation: 協力覚書) や Workplan (研究計画) に基づく研究課題</p> <p>(5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(6) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5 点を加算する。</p> <p>ただし、「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に対応した研究提案との重複加算は行わない。</p>
<p>・輸出促進に資する提案 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年 1 月 30 日）」に即し、輸出重点品目を中心に輸出拡大が図られるよう、海外市場を目指して社会実装するための研究開発を行う提案</p>	
<p>・農福連携等の推進に資する提案 「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する提案</p>	

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p> <p>産学連携構築型：民間企業等の参画に際し、マッチングファンド方式について、社会実装する意思を明確に示しているか。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

	基礎研究発展型：都道府県（普及担当）・JA等の組織が参画し、現場普及に向けて適切な体制が築かれているか。	
--	--	--

(注) 「実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術施策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、「農林水産業・食品産業への貢献」については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2：その他】

加算の視点	基準
<p>平成 28 年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5 点を加算する。 ただし、加算ポイント 1 との重複加算は行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和 3 年 4 月 1 日時点において、以下の (1) 又は (2) のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39 歳以下の研究者 (2) 42 歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39 歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5 点を加算する。</p>
<p>産学連携構築型のみ： マッチングファンド方式における企業負担額</p>	<p>企業負担額の合計に応じて以下のとおり加算する。 ①500 万円以上：5 点 ②1,000 万円以上：10 点</p>
<p>「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」 みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する研究課題 (1) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題 (2) イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題 (3) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題 (4) 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題</p>	<p>いずれかに該当する場合は 5 点を加算する。</p>

<p>(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成 26 年 6 月 6 日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC (Memorandum of Cooperation: 協力覚書) や Workplan (研究計画) に基づく研究課題</p> <p>(5) 総合特別区域計画法（平成 23 年法律第 81 号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(6) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5 点を加算する。</p> <p>ただし、「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に対応した研究提案との重複加算は行わない。</p>
<p>・輸出促進に資する提案</p> <p>「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 2 年 1 月 30 日）」に即し、輸出重点品目を中心に輸出拡大が図られるよう、海外市場を目指して社会実装するための研究開発を行う提案</p>	
<p>・農福連携等の推進に資する提案</p> <p>「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する提案</p>	

開発研究ステージ（現場課題解決型・実用化研究型） 1次（書面）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までに目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

研究実施体制	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p> <p>現場課題解決型：都道府県（普及担当）・JA等の組織が参画し、現場普及に向けて適切な体制が築かれているか。</p> <p>実用化研究型：民間企業等の参画に際し、マッチングファンド方式について、社会実装する意思を明確に示しているか。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
--------	--	--

(注) 「実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、「目標の明確性・達成可能性」、「市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性」及び「研究計画の妥当性」については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、「新規性・先導性・優位性」及び「研究実施体制」については、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは1点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	<p>「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性の観点から必要性があること。</p> <p>「科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術施策との整合性があること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
現場課題解決型のみ：生産現場等からの必要性	<p>研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
農林水産業・食品産業への貢献	<p>行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。</p> <p>技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

(注) 現場課題解決型：「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、「生産現場等からの必要性」及び「農林水産業・食品産業への

貢献」については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価点を算出する。

実用化研究型：「行政的な必要性」及び「農林水産業・食品産業への貢献」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、40点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
<p>「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認</p> <p>(1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況</p> <p>(2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況</p>	<p>A：高い</p> <p>B：標準的である</p> <p>C：低い</p> <p>の3段階で確認を行う</p>

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2：その他】

加算の視点	基準
<p>平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、加算ポイント1との重複加算は行わない。</p>
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和3年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>実用化研究型のみ： マッチングファンド方式における企業負担額</p>	<p>企業負担額の合計に応じて以下のとおり加算する。</p> <p>①500万円以上：5点</p> <p>②1,000万円以上：10点</p>

<p>「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」</p> <p>(1) みどりの食料システム戦略（～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～）の推進に資する研究課題</p> <p>①資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題</p> <p>②イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題</p> <p>③ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題</p> <p>④環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題</p> <p>(2) スマート農業に資する研究課題</p> <p>①スマート農業の実現に向け、先端技術を活用することにより農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究提案</p> <p>②地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）ごとの空白領域に対応したスマート農業の実現に資する研究課題</p> <p>③スマート農業支援サービスの創出・活用に資する研究課題</p>	<p>(1) の①～④いずれかに該当する場合は5点を加算する。</p> <p>(2) の①は3点、②及び③は2点とし、該当する場合は、以下のとおり最大5点を加算する。</p> <p>①のみに該当＝3点</p> <p>①＋②あるいは③に該当＝5点</p> <p>ただし、(1)及び(2)の重複加算は行わない。</p>
<p>(1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(2) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題</p> <p>(3) 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題</p> <p>(4) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係るMOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）やWorkplan（研究計画）に基づく研究課題</p> <p>(5) 総合特別区域計画法（平成23年法律第81号）に基づき、先駆的取組を行う実現可能性の高い地域に国と地域の政策資源を集中し、オーダーメイドで総合的に支援する地域として認定を受けた「総合特別区域計画」に基づく研究課題</p> <p>(6) 「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合に基づき、地域が直面している「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」及び「地域産業の成長・雇用の維持創出」の施策テーマの成功事例（モデルケース）として選定された地域活性化プラットフォームのモデルケースから提案された研究課題</p>	<p>いずれかの施策、計画等に沿って提案された研究課題に該当する場合は、5点を加算する。</p> <p>ただし、「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に対応した研究提案との重複加算は行わない。</p>

・輸出促進に資する提案

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年11月30日）」に即し、輸出重点品目を中心に輸出拡大が図られるよう、海外市場を目指して社会実装するための研究開発を行う提案

・農福連携等の推進に資する提案

「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者・高齢者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する提案

開発研究ステージ（開発技術海外展開型） 1次（書面）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
海外（現地）における技術の有用性・優位性	開発された技術が現地において効果的であり、有用性の高い技術であること。 また、現地において研技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、優位性を持つ研究であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。 研究終了時まで目標の達成が可能であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
海外（現地）における実用化・事業化への可能性	実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であり、実現が可能であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う
研究実施体制	社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。 また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う

(注) 「海外（現地）における技術の有用性・優位性」については、Aは30点、Bは25点、Cは20点、Dは15点、Eは10点とし、「海外（現地）における実用化・事業化への可能性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目 2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
国内の農林水産業・食品産業への影響	研究成果が普及した場合、国内の農林水産業・食品産業への影響が低いこと。	A：影響が低い B：影響がやや低い C：標準的である D：影響がやや高い E：影響が高い の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1：「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの活動実績】

加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2：その他】

加算の視点	基準
平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク形成事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案	該当する場合は、5点を加算する。 ただし、加算ポイント1との重複加算は行わない。

<p>・若手研究者からの提案 研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和3年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>
<p>マッチングファンド方式における企業負担額</p>	<p>企業負担額の合計に応じて以下のとおり加算する。 ①500万円以上：5点 ②1,000万円以上：10点</p>
<p>「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」 (1) みどりの食料システム戦略(～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～)の推進に資する研究課題 ①資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題 ②イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題 ③ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題 ④環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題 (2) スマート農業に資する研究課題 ①スマート農業の実現に向け、先端技術を活用することにより農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究提案 ②地域(中山間地域)や品目(露地野菜、果樹)ごとの空白領域に対応したスマート農業の実現に資する研究課題 ③スマート農業支援サービスの創出・活用に資する研究課題</p>	<p>(1)の①～④いずれかに該当する場合は5点を加算する。 (2)の①は3点、②及び③は2点とし、該当する場合は、以下のとおり最大5点を加算する。 ①のみに該当＝3点 ①+②あるいは③に該当＝5点 ただし、(1)及び(2)の重複加算は行わない。</p>
<p>・輸出促進に資する提案 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年11月30日)」に即し、輸出重点品目を中心に輸出拡大が図られるよう、海外市場を目指して社会実装するための研究開発を行う提案</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。 ただし、「行政施策推進上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に対応した研究提案との重複加算は行わない。</p>

基礎研究ステージ（チャレンジ型） 2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ	<p>技術シーズを基にした製品・サービスの実現により、農林水産業・食品産業に高いインパクトが期待できること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

(注) 「新規性・先導性・優位性」及び「実用化・事業化を目指す技術や製品等のインパクトの高さ」については、Aは30点、Bは24点、Cは18点、Dは12点、Eは6点とし、「目標の明確性・達成可能性」及び「研究計画の妥当性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、100点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント】

加算の視点	基準
<p>・若手研究者からの提案</p> <p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和3年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者</p> <p>(2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

基礎研究ステージ（基礎研究型） 2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までには目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する普及戦略の妥当性	<p>研究成果の社会実装に向けた普及戦略が明確であり、実践的なものであること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究統括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

(注) 「新規性・先導性・優位性」及び「実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性」に

については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、将来性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	<p>「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合</p>	<p>該当する場合は、3点を加算する。 ただし、加算ポイント1との重複加算は行わない。</p>
若手研究者からの提案	<p>研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。</p> <p>(1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること</p>	<p>該当する場合は、5点を加算する。</p>

応用研究ステージ（基礎研究発展型・産学連携構築型）（ステージ移行審査を含む）
2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。 また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p> <p>産学連携構築型：民間企業等の参画に際し、マッチングファンド方式について、社会実装する意思を明確に示しているか。</p> <p>基礎研究発展型：都道府県（普及担当）・JA等の組織が参画し、現場普及に向けて適切な体制が築かれているか。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う</p>
--------	--	---

(注) 「実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、70点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	<p>「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性、発展性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う</p>
農林水産業・食品産業への貢献	<p>行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う</p>

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、「農林水産業・食品産業への貢献」については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、30点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用 の場 研究開発プラットフォーム からの提案	「知」の集積と活用 の場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用 の場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用 の場産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) 基礎研究発展型：Aは5点、Bは3点、Cは1点を加算する。
産学連携構築型：Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	「知」の集積と活用 の場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合	該当する場合は、3点を加算する。 ただし、加算ポイント1との重複加算は行わない。
若手研究者からの提案	研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和2年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること	該当する場合は、5点を加算する。

開発研究ステージ（現場課題解決型・実用化研究型）（ステージ移行審査含む）
2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>また、技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時まで目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	<p>研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究実施体制	<p>社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p> <p>現場課題解決型：都道府県（普及担当）・JA等の</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

	組織が参画し、現場普及に向けて適切な体制が築かれているか。 実用化研究型：民間企業等の参画に際し、マッチングファンド方式について、社会実装する意思を明確に示しているか。	
--	---	--

注) 「実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、「目標の明確性・達成可能性」、「市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性」及び「研究計画の妥当性」については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、「新規性・先導性・優位性」及び「研究実施体制」については、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは1点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	「食料・農業・農村基本計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「農業競争力強化プログラム」等を考慮し、行政的にみて、重要性の観点から必要性があること。 「科学技術基本計画」や「統合イノベーション戦略」、「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策との整合性があること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
現場課題解決型のみ： 生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
農林水産業・食品産業への貢献	行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。 技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う

(注) 現場課題解決型：「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、「生産現場等からの必要性」及び「農林水産業・食品産業への貢献」については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価点を算出する。

実用化研究型：「行政的な必要性」及び「農林水産業・食品産業への貢献」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、40点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) 現場課題解決型：Aは5点、Bは3点、Cは1点を加算する。
 実用化研究型：Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合	該当する場合は、3点を加算する。 ただし、加算ポイント1との重複加算は行わない。
若手研究者からの提案	研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和3年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること	該当する場合は、5点を加算する。

開発研究ステージ（開発技術海外展開型） 2次（面接）審査基準

【項目1：科学的ポイント 審査基準】

審査項目	審査の視点	審査基準
海外（現地）における技術の有用性・優位性	開発された技術が現地において効果的であり、有用性の高い技術であること。 また、現地において研技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、優位性を持つ研究であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
目標の明確性・達成可能性	目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。 研究終了時まで目標の達成が可能であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
海外（現地）における実用化・事業化への可能性	実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であり、実現が可能であること。	A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う
研究実施体制	社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。 また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。	A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う

(注) 「海外（現地）における技術の有用性・優位性」については、Aは30点、Bは25点、Cは20点、Dは15点、Eは10点とし、「海外（現地）における実用化・事業化への可能性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、80点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
国内の農林水産業・食品産業への影響	研究成果が普及した場合、国内の農林水産業・食品産業への影響が低いこと。	A：影響が低い B：影響がやや低い C：標準的である D：影響がやや高い E：影響が高い の5段階で評価を行う
市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	研究成果の社会実装に向けた販売・普及戦略が明確であり、実践的なものであること。	A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない の5段階で評価を行う

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、20点満点で評価点を算出する。

【加算ポイント1】

項目	加算の視点	基準
「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの提案	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの研究課題提案については、「知」の集積と活用場の趣旨に沿った活動実績に関する、以下の点について確認 (1) 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会主催イベントへの参加状況 (2) 研究開発プラットフォーム主催イベント等の実施状況	A：高い B：標準的である C：低い の3段階で確認を行う

(注) Aは10点、Bは5点、Cは1点を加算する。

【加算ポイント2】

項目	加算の視点	基準
「研究ネットワーク」からの提案	「知」の集積と活用場以外からの提案であり、平成28年度補正予算「革新的技術開発・緊急展開事業」のうち「研究ネットワーク事業」で採択された研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案の場合	該当する場合は、3点を加算する。 ただし、加算ポイント1との重複加算は行わない。
若手研究者からの提案	研究グループに参画する研究統括者及び研究分担者の全てが令和3年4月1日時点において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす研究者であること。 (1) 39歳以下の研究者 (2) 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を提案書に記載し、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること	該当する場合は、5点を加算する。

開発研究ステージ（緊急対応研究課題） 審査基準

【項目1：科学的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
新規性・先導性・優位性	<p>現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。</p> <p>技術水準が高く類似する研究成果が他方にも存在する場合、先導性・優位性を持つ研究であること。</p> <p>また、緊急性の観点から必要性のある研究であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
目標の明確性・達成可能性	<p>目標達成に向けた課題設定が適切で、明確にされていること。</p> <p>研究終了時までには目標の達成が可能であること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	<p>研究成果により想定される実用化・事業化のロードマップが具体的かつ明確であること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
生産現場等からの要望に対する普及計画の妥当性	<p>研究成果の生産現場等への普及計画が明確であり、実践的なものであること。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
研究計画の妥当性	<p>年度毎の研究計画及び目標等は具体的で実現可能であること。</p> <p>各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であること。</p> <p>費用対効果の面から研究コストが適切な水準であること。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないこと。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

研究実施体制	<p>参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。</p> <p>また、研究総括者や参画研究者のこれまでの業績等から見た、研究遂行能力が適切であること。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
--------	--	--

(注) Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、60点満点で評価点を算出する。

【項目2：行政的ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
行政的な必要性	行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があること。	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
生産現場等からの必要性	研究成果が農林水産・食品分野の生産現場、実需者等からのニーズがあること。	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
農林水産業・食品産業への貢献	<p>行政的にみて、研究成果が活用され普及・実用化されることにより、農林水産業・食品産業への貢献が期待できること。</p> <p>技術的な課題解決や新たな事業や市場の創出につながる成果を生み出すことが期待されること。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

(注) 「行政的な必要性」については、Aは20点、Bは16点、Cは12点、Dは8点、Eは4点とし、その他の審査項目については、Aは10点、Bは8点、Cは6点、Dは4点、Eは2点とし、40点満点で評価点を算出する。